

合 意 書

甲

乙

丙

故 (昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日生。以下、「故人」という。) は、妻 (昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日生。以下、「甲」という。) と長男 (平成 〇〇 年 〇 月 〇 日生。以下、「乙」という。) がいるところ、事情により、故人の「名義、及び所有する全ての」財産 (以下、「本件全財産」という。) を妹 (昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日生。以下、「丙」という。) に遺贈すること、及び丙を遺言執行者に指定することを内容とする自筆証書遺言 (以下、「本件遺言書」という。) を作成している。

これに対し、甲と乙は遺留分侵害額請求をした。

このような事情の下で甲乙と丙は、相続財産及び固有財産について以下のとおり合意した。

一 相続財産に関する合意

甲乙と丙は、本件全財産のうち別紙相続財産目録記載の財産 (以下、「相続財産」という。) について、それぞれが取得する財産につき以下のとおり合意した。

第1条 甲と乙は、相続財産のうち、本件不動産を取得する。但し、共有持分を各2分の1とする。

第2条 甲と乙は、相続財産のうち、4債権8の地震保険を取得する。

第3条 甲は、相続財産のうち、2の2の普通乗用自動車 () を取得する。

第4条 甲乙は丙に対し、下記のとおり代償金として5,445,341円を支払う。

・相続財産 (資産－負債) 73,778,278円

$77,581,958 - 3,803,680 = 73,778,278$

・甲乙の相続財産 36,889,139円

$73,778,278 \times 1/2 = 36,889,139$

・甲乙取得の不動産・自動車・地震保険 42,334,480円

$41,190,000 + 1,100,000 + 44,480 = 42,334,480$

・代償金 $\Delta 5,445,341$ 円

$36,889,139 - 42,334,480 = \Delta 5,445,341$

第5条 第1条ないし第4条にともない、丙は甲に地震保険証券及び本件不動産に関する担保抹消登記手続のための書類を引き渡し、他方甲乙は未納の住民税を納付する。

第6条 丙は、相続財産のうち、2の1の軽乗用自動車 ()、3の預金、4の債権を取得する。